

## 第3章 計画の基本的な考え方

本市では、ICF（国際生活機能分類）\*の考えに基づき、社会的障壁の除去や軽減に取り組む、当事者が主体的に社会参加ができるように支援を推進していきます。

### 1 基本理念

障がい者が、身近な地域で自立した豊かな生活を送っていくためには、地域の一員として、主体的に社会のあらゆる活動に参加することができ、また、このことにより自らの能力が最大限発揮され、自己実現が可能となるような環境づくりが必要です。この実現のためには、障がい者がライフステージを通じて直面するさまざまな「困難さ」を、障がい者だけの課題ではなく、地域全体の課題としてとらえる「心のバリアフリー\*」を市民に推進していく必要があります。障がい者は、この「困難さ」からくる生活のしづらさを補うため、障がい特性などに応じてさまざまな支援を必要としますが、この支援は、行政や支援者側からの押し付けであってはならず、障がい者自らが選んだものでなければいけません。行政、事業者、地域住民など地域を構成するあらゆる人が、それぞれの役割に応じて力を発揮し、また相互の連携のもと、障がい者の年齢や障がいの特性、生活状況などに応じて、必要なとき、必要な人が、必要なだけ手を差し伸べられるような支援体制の構築を図ります。

また、ノーマライゼーション\*の理念のもと、障がい者の主体的な社会参加を通じて、地域社会の担い手として自らその能力を発揮することにより、障がいがある人もない人もお互いに認めあい、お互いに助けあいながら共生できる地域社会の実現を目指します。本市では、このような基本的な考え方のもと、笛吹市第3次障害者基本計画から障がい者が住みなれた地域で安心して、自立した日常生活や社会生活を送ることができる地域づくりを目指しています。「笛吹市第4次障害者基本計画」でもこの考え方を踏襲し、基本理念を第3次基本計画と同じ「障がいのある人もない人も ともに支えあい 共生できるまちづくり」とします。

#### 基本理念

**障がいのある人もない人も ともに支えあい 共生できるまちづくり**

\* ICF…2001年に世界保健機関（WHO）総会で採択された「健康の構成要素に関する分類」のこと。

\* 心のバリアフリー…障がい者に対する偏見や固定観念など、心の中に潜む目に見えない壁をなくそうという考え方のこと。

\* ノーマライゼーション…障がいのある人を特別扱いするのではなく、すべての人がともに地域社会の一員として、普通の生活を送るのが当たり前であるという考え方のこと。

## 2 基本方針（横断的視点から）

第3次障害者基本計画では基本理念に基づき、各分野に共通する課題等に横断的な視点から総合的に取り組んでいくための5つの「基本方針」を掲げました。第4次障害者基本計画でもこの方針を踏襲し、計画の効果的、包括的な推進を継続的に図っていきます。

### (1) ともに支えあい、安心して生活ができる地域共生社会\*の実現

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認めながら共生できる社会の実現のためには、「ノーマライゼーション」の理念のもと、地域社会を構成するあらゆる人が、「障がい」や「障がい者」に対する理解を深めることにより、障がいの有無に関わらず、ともに助け合い、安心して生活できる環境の整備が必要です。また、障がいがあってもすべての段階のライフステージで一人ひとりが主体となり、自身が望む社会経済的・文化的活動を行うことができる環境づくりも必要です。

このため、さまざまな機会を通じて、身体障がいや知的障がいだけでなく、一般の人が気づきにくい精神障がい、**発達障がい\***、**高次脳機能障がい\***等も含めた障がい理解の浸透を図り、市民に対する「心のバリアフリー」を推進するとともに、障がい者自身も、主体的な地域活動への参画を通じて、その能力や特性に応じた一定の役割を担っていくことにより、日常生活や災害時なども、互いのバリアを補いながら安心して生活できるよう、地域の「きずなづくり」を促進します。

また、こうした地域環境のもと、障がい者のニーズや世帯の状況に応じた福祉、保健・医療、教育、雇用等のサービスの充実を図り、障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう支援します。

---

\***発達障がい**…発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの総称をいう。

\***高次脳機能障がい**…交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症による記憶、注意、遂行機能、社会的行動など認知機能の障がいを指し、器質性精神障害として位置付けられる。

\***地域共生社会**…社会構造や暮らしの変化に応じて、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、地域住民一人ひとりの暮らし・生きがい・地域をともに創っていく社会のこと。

---

### (2) 自己決定の尊重および意思決定の支援

障がい者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえることが大切です。このため、障がい者施策の推進にあたっては、障がい者および障がい者の家族等の意見を聴き、その意見を尊重します。

あわせて、障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、さまざまな選択肢の中から障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、年齢や障がいの状況に応じた相談支援体制の整備や障がい特性に応じた意思疎通のための手段の確保に努めるとともに、障がい者本人や家族の高齢化等による「親亡き後の支援\*」も見据え、本人の意向を尊重した地域生活の実現に向け、福祉サービスの充実や権利擁護体制の充実に努めます。

---

\* 親亡き後の支援…障がいのある子を親が介護している場合に、親が亡くなった後、または親が子の面倒をみられなくなった場合に、その子が十分な支援を受けながらその後の生活を送っていくためにどのようなサポートできるかという課題や心配のこと。

---

### (3) 当事者・家族等に寄り添った切れ目ない支援

障がいのある児童・生徒の就学や進学時、青年期における自立や就労時、介護保険移行期など、支援者が切り替わるタイミングでは、特に支援の連続性が重要となります。

また、少子高齢化の進行や不安定な社会情勢を背景に、家族の高齢化等による介護力の低下や世帯の経済的問題など、世帯の生活状況に障がい者本人の成長や社会的自立が阻まれてしまうケースも少なくありません。

こうしたことから、乳幼児期から学齢期、青年期、成人期、高齢期に至るまでライフステージを通じて、世帯の生活環境に依存することなく、自分らしく自立した生活が安定して送れるよう、福祉、保健、医療、教育、雇用等の各機関が有機的、連続的な連携を図り、障がい当事者や家族等に寄り添った切れ目のない支援環境の整備を目指します。

### (4) 年齢や障がい特性等に配慮した支援

障がい者福祉の各施策は、年齢、性別、障がいの状況、生活の実態等に応じて、障がい者個々の支援の必要性を踏まえて実施する必要があります。このため、障がい者の年齢や発達段階に応じた適切な支援が提供できるよう、行政、民間事業者、その他の支援団体等が適切な役割分担のもと、地域の実情に即した支援体制の整備を図るとともに、障害者手帳を所持する人だけでなく、発達障がい、難病\*、高次脳機能障がいなど、生活のしづらさを感じるさまざまな人に対しても、施策の充実を図ります。

女性は、障がいに加えて女性であることによる複合的な課題に直面する場合があります、また障がい児は、本人の発達や自立が世帯の生活環境に影響される場合も多いため、本人への支援だけでなく、家族の生活状態を踏まえた世帯への支援にも配慮します。

---

\* **難病**…原因が不明で効果的な治療方法が確立していない疾病の総称をいう。障害者総合支援法では、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣の定める程度である者」と規定され、令和元年7月現在361疾病が指定されている。

---

## (5) 地域社会のバリアフリー化とアクセシビリティの向上

障害者基本法では、障がい者のことを「障がいがある者であって、障がいと**社会的障壁**\*により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、「障がい者が経験する困難や制限は、障がい者個人の障がいだけでなく社会的な環境にもその要因がある。」という視点が示されています。

このような視点を踏まえ、**障害者差別解消法**\*による「**合理的配慮**\*」の観点から、障がい者の社会への参加を促進し、障がいの有無にかかわらずその能力を最大限に発揮し、安心して生活できる環境づくりを図るため、地域社会における障がい者にとっての生活のしづらさの解消や**アクセシビリティ**\*の向上を図ります。

また、施設整備などハード面の**バリアフリー**\*化だけではなく、「心のバリアフリー」を推進することにより、障がい者の社会参加を制約している社会的障壁の除去を進めるとともに、障がい者の自立や主体的な社会参加を促進するため、「**障害を理由とする差別**\*」の解消に向けた積極的な取組を行います。

---

\* **社会的障壁**…障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上での障壁となり得る事物、制度、慣行、観念などあらゆるもののこと。道路の段差や漢字が多くて理解しづらい書類などがこれにあたる。

\* **障害者差別解消法**…行政機関や民間事業者に対して、障がい者に対する「障害を理由とする不当な差別的取扱い」を禁止し、社会の中にある障がい者にとっての障壁を除去するための配慮を行うよう求めた法律のこと。平成28年4月に施行された。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

\* **合理的配慮**…障がいのある人の生活や社会活動が、障がいのない人と同じように保障されるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに応じて提供されるさまざまな配慮のことで、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、障がい特性に応じて筆談や読み上げなどでコミュニケーションをとることなどをいう。

\* **アクセシビリティ**…施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

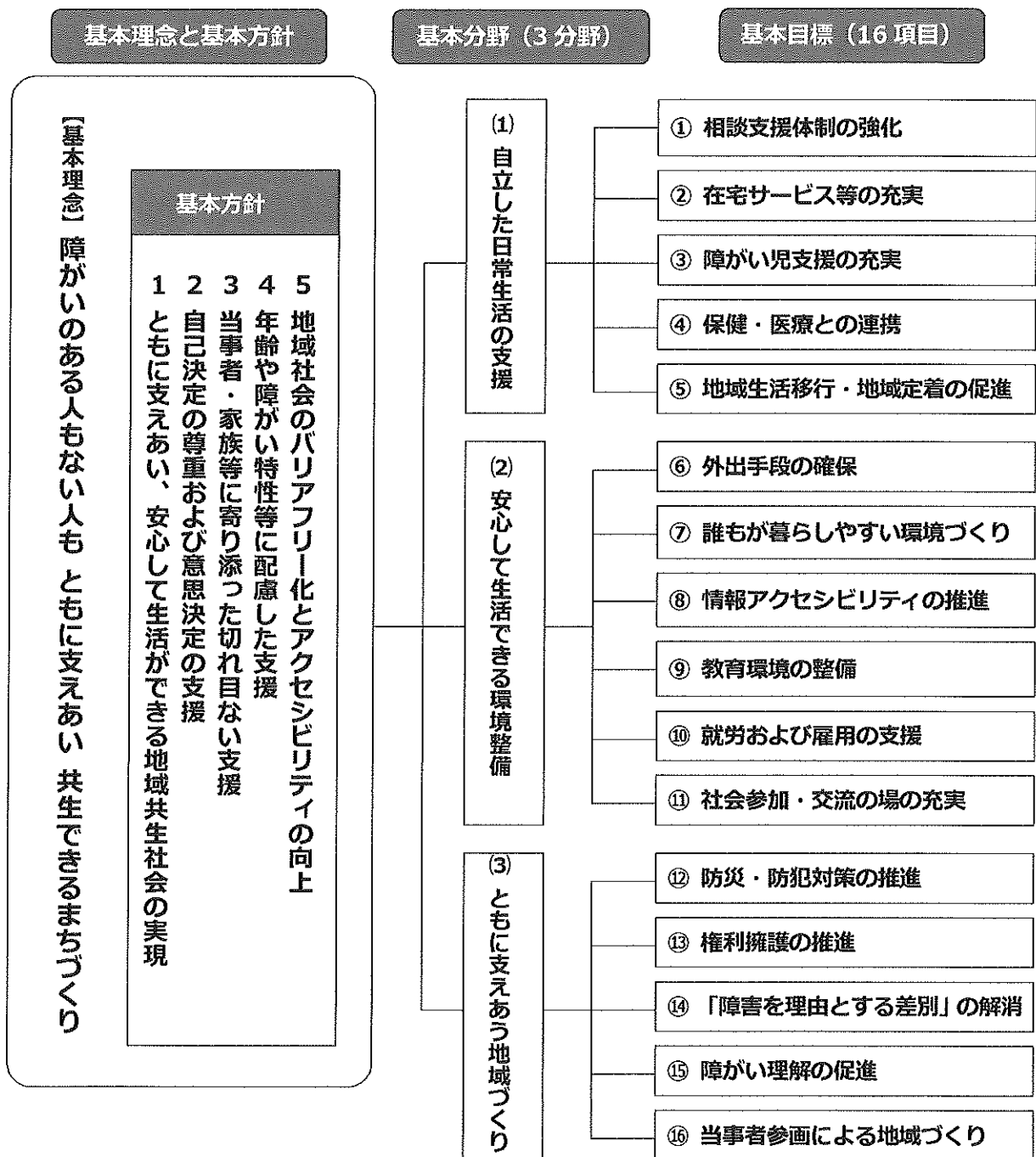
\* **バリアフリー**…障がい者の日常生活や社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）を取り払おうとする考え方のこと。

\* **障害を理由とする差別**…障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限するなど、障がいのない人と異なる取扱いをすること。

---

### 3 計画の体系

第4次障害者基本計画では、「基本理念」および「基本方針」に基づき、推進すべき施策の基本分野を「自立した日常生活の支援」、「安心して生活できる環境整備」、「ともに支えあう地域づくり」の3つに分け、さらに各分野に応じて、あわせて16の基本目標を掲げ、体系的、効果的に施策の推進を図ります。



■ 苗吹市第4次障害者基本計画 主要施策一覧

1 自立した日常生活の支援

基本目標	No.	主な施策・事業
① 相談支援体制の強化	1	基幹相談支援センターにおける相談支援体制の強化
	2	サービス計画相談支援機関相互の連携強化
	3	発達障がい者の地域支援機能の強化
	4	介護保険制度との連携強化
	5	地域包括ケアへの対応
② 在宅サービス等の充実	6	生活困難な世帯への支援
	7	在宅福祉サービスの量的・質的充実
	8	補装具・日常生活用具給付事業の充実
	9	障害福祉サービスの質の向上と給付の適正化
③ 障がい児支援の充実	10	重度障がい者等の生活支援
	11	経済的自立の支援
	12	地域療育等支援機能の充実
	13	障がい児相談支援体制の充実
④ 保健・医療との連携	14	障害児通所支援の量的・質的充実
	15	多子軽減制度の拡充
	16	重症心身障がい児等の地域支援の充実
	17	地域での障がい児等の子育て支援
	18	障がい児保育の充実
	19	学童保育における障がい児の受入
	20	医療給付等の充実
⑤ 地域生活移行・地域定着の促進	21	地域医療リハビリテーション体制の充実
	22	手帳をもたない障がいのある人の支援
	23	医療的ケア児等への支援
	24	障がいの早期発見・早期療育の支援
	25	障がいの重症化、重症化の予防
	26	こころの健康づくり
⑥ 地域移行・地域定着支援体制の整備	27	ひきこもり支援体制の強化
	28	地域移行・地域定着支援体制の整備
	29	施設、医療機関等との連携
	30	地域での受入環境の整備
	31	地域生活支援拠点等の充実
	32	ピアカウンセリング・ピアサポートの促進

2 安心して生活できる環境整備

基本目標	No.	主な施策・事業
⑥ 外出手段の確保	33	移動支援サービス等の充実
	34	福祉タクシー利用助成事業の充実
	35	各種外出支援サービスの利用促進
⑦ 誰もが暮らしやすい環境づくり	36	安心して利用できる公共交通の整備
	37	歩行空間のバリアフリー化
	38	案内標識等の再整備
	39	住環境の整備
⑧ 情報アクセシビリティの推進	40	公共施設等のバリアフリー化
	41	公共交通機関等のバリアフリー化
	42	民間の公益施設のバリアフリー化
	43	障害福祉サービス等の情報提供の充実
	44	意思疎通支援事業の充実
	45	手話通訳者等の人材確保
	46	情報保障に配慮した行政窓口づくり
	47	行政情報のバリアフリー化
⑨ 教育環境の整備	48	インクルーシブ教育の推進
	49	特別支援教育の充実
	50	児童・生徒個別の教育ニーズの把握
	51	保健・福祉等と連携した教育相談体制の整備
	52	進路指導の充実
	53	生活困難な家庭への学習支援
	54	学習環境のバリアフリー化
	55	特別支援学校との連携
⑩ 就労および雇用の支援	56	福祉教育の推進
	57	関係機関との連携による総合的な就労支援
	58	市職員への適切な雇用の実施
	59	福祉的就労等の充実
⑪ 社会参加・交流の場の充実	60	障害福祉施設等からの物品購入の推進
	61	障がい特性に応じた多様な就業支援
	62	地域活動支援センターの充実
	63	交流の場の充実
	64	デイケア等の充実
	65	日中活動の場の充実
	66	スポーツ活動、生涯学習等の促進
67	公共施設等の利用支援	

3 ともに支えあう地域づくり

基本目標	No.	主な施策・事業
⑫ 防災・防犯・感染症対策の推進	68	障がい者に配慮した防災対策の推進
	69	障がい者自身の防災意識の向上
	70	災害情報等のバリアフリー化
	71	緊急時の情報伝達手段の確保
	72	災害時における福祉・医療機関等との連携
	73	地域の見守りネットワークの構築
	74	地域、施設等の防犯対策の推進
	75	地域、施設等の感染症対策の推進
⑬ 権利擁護の推進	76	意思決定支援に配慮した援助体制の充実
	77	成年後見制度の利用支援
	78	成年後見制度の提供体制の整備
⑭ 「障害を理由とする差別」に関する相談体制の強化	79	障がい者虐待防止の推進
	80	「障害を理由とする差別」に関する相談体制の強化
⑮ 障害を理由とする差別の解消	81	市職員による適切な対応
	82	差別解消に向けた地域・企業等への啓発
⑯ 障がい理解の促進	83	障がい者基本条例の制定
	84	障がい理解の啓発の実施
⑰ 当事者参画による地域づくり	85	市民への福祉教育の推進
	86	当事者の手による啓発活動の推進
	87	当事者の地域活動への参加および市民との交流促進
	88	障がい者による自発的活動の支援
	89	障がい者団体の活動支援
	90	障がい者自身によるボランティア活動の推進
	91	ボランティアによる支援体制の充実
	92	近隣での生活支援体制の構築
93	男女共同参画プランに基づく環境づくり	
94	当事者参画による政策決定	